

商店リフォーム支援事業補助金対象工事

対象	対象工事の例（新型コロナウイルス感染症対策工事含む）
<p style="text-align: center;">工 事 （市内業者による 施工であること）</p>	<p>【対象となる工事（○）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋根の修復（張替え、防水など） ○床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装など ○襖、障子、網戸、畳の張替え ○床、壁、窓、天井などの断熱に関するもの ○外壁の塗り直し ○扉の交換 ○窓ガラス、サッシの交換 ○ドアの電動化 ○店舗間仕切りの変更 ○建物に付属した看板、オーニング（日よけ）等の修復や設置 ○床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え ○厨房の改修 ○給排水、衛生（換気を含む）設備に関するもの ○給湯設備に関するもの ○電気、ガスに関するもの ○エアコンの設置、その他空調に関するもの ○客用の洗面、トイレの改修や水周りに関するもの ○（理・美容業）の客用椅子の取替え ○防災設備に関するもの <p>【対象とならない工事（×）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×車庫、物置き、倉庫等の設置 ×門扉、ブロック塀の設置や駐車場など ×植樹、剪定などの植栽に関するもの ×太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの ×建物に付属していない看板 ×外構工事及び屋外設備の設置 ×防犯用のカメラ及びライトの設置 ×清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理など ×浄化槽の設置、修繕 ×工事費が特段、高価と認められるもの ×店舗等で必要であると認められないもの